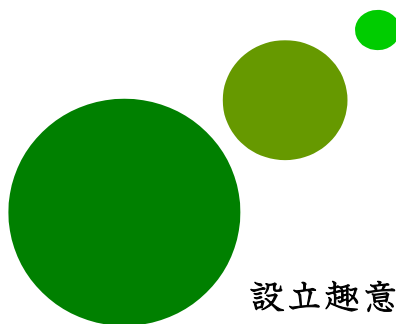


# 臨床美術学会入会案内

## The Society for Clinical Art



### 設立趣意

「デジタルな時代に求められる人の資質は、創造性だろう」  
臨床美術創始者の故金子健二がしばしば講演の中で語っていたことばです。

美術は時代と風土により、その表層を変えてきました。人が美しいと思う心や形も常に時と地域により変化しています。

技術の進歩とともに二十一世紀は、本格的な高度情報化社会に突入いたしました。その真只中で社会構造の変化に後れを取っているかのような社会現象として、人間性の喪失が叫ばれています。人々の心の変化に病的な気配を感じずにはられません。

このような時代だからこそ美術の持つ力が求められています。美術の本質は特殊なものではなく、いつでもどこでもだれでも楽しく創作でき、享受できることです。広く人々が美術を通して、自己の存在を認識し、自己実現を実感することが、一つのあるべき姿ではないでしょうか。

創造の喜びを共有し、心豊かな人生を過ごせるよう美術は位置づけられるのではないのでしょうか。臨床美術学会は新たな社会に美術の原点を模索し、人間性の回復を目指します。

臨床美術は、芸術的創作活動を通して五感を刺激し、脳を活性化させ、感性の覚醒や回復を目指します。子どもたちから、社会人、高齢者まで広く健康で心豊かな社会の創出を目的とします。

臨床美術学会は美術と感性の関係を研究、調査するとともに、医学、福祉、教育等と連携して、学際的視野から、美術の本質と可能性を探り、実践的創作としての表現の方法論を探求します。また世界の関連学会・団体との連帯を図り、臨床美術の普及・推進に努めます。

各位には、以上の趣意をご賢察の上、本学会にご入会いただき、それぞれの立場から、臨床美術という、人間の存在を美しく表現する美術の原点に接していただきますよう、切にお願いいたします。



## 活動目的

- I 美術と感性の関係の研究・調査
- II 医学、福祉、教育等の連携により、美術の本質と可能性を追求し、制作を通しての表現の方法論を追求する
- III 美術を通して、子ども、社会人、高齢者まで広く健康で豊かな社会の創出を目指す



## 活動内容

- 臨床美術に関する研究活動——研究大会(学会等)の開催、講演会・共同研究・勉強会の実施
- 臨床美術に関する啓蒙活動——行政への働きかけ
- 臨床美術に関する広報活動——研究誌・紙の発行、広報活動・啓蒙活動の企画
- 臨床美術に関する教育活動——会員相互の情報共有・連携補助、セミナーの開催
- 臨床美術に関する国際交流活動——国際学会の開催および世界の関連学会、団体との連携
- その他、臨床美術学会の目的遂行のために必要と思われる活動



## 役員

### 会長

木戸 修(東京藝術大学 教授)

### 副会長

木村 伸(医療法人社団信悠会木村クリニック院長)

山田 修市(東北芸術工科大学 名誉教授)

### 常任理事

朝田 隆(医療法人 創知会 理事長)

金子 真吾(凸版印刷株式会社 代表取締役社長)

北澤 晃(富山福祉短期大学 教授)

蜂谷 和郎(芸術造形研究所専任講師、法政大学兼任講師)

深井 昭(株式会社 アハ 代表取締役)

和田 明人(東北福祉大学 教授)



## 会費

臨床美術学会規約 第3章 第10条により本学会の会費は、以下の通りとする。

1) 会員 年 2,000 円

※大学、および学術研究機関等に属する研究者、日本臨床美術協会認定の臨床美術士1級、または2級の資格保有者は協力金として別途3,000円/年のご納入をお願いしております。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

2) 賛助会員 年 1口 20,000 円



## 会費お支払方法

臨床美術学会ホームページ ( <http://www.clinicalart.gr.jp/> ) からオンライン入会登録いただくか、もしくは入会申込書にご記入の上、下記事務局までお送り下さい。登録後、事務局から会費振込用紙をお送りいたします。

事務局： 臨床美術学会事務局 一般社団法人 学会支援機構内

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン4F

TEL (03)5981-6011 FAX (03)5981-6012 URL <http://www.clinicalart.gr.jp> E-mail [clinicalart@asas-mail.jp](mailto:clinicalart@asas-mail.jp)

# 臨床美術学会規約

## 第1章 総則

第1条 本学会は、臨床美術学会(The Society for Clinical Art)と称する。

第2条 本学会の本部、および事務局は「東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4F 一般社団法人 学会支援機構内」に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本学会は、臨床美術、および関連学際領域の研究・調査を行い、もって社会に貢献することを目的とする。

第4条 本学会は前条の目的を達成させるために次の事業を行う。

- 1) 研究大会等の開催
- 2) 研究誌の発行
- 3) 臨床美術にかかわる国際交流事業
- 4) 総会の開催
- 5) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

第5条 本学会の会員は次の2種とする。

- 1) 会員
- 2) 賛助会員

第6条 会員は本学会の趣旨に賛同し、臨床美術および、その関連学際領域に関心を持つ者で、所定の手続きを経て、理事会が承認した者とする。

第7条 賛助会員は本学会の趣旨に賛同し、本学会に特別の援助を与える個人および法人で、理事会の推薦した者とする。

第8条 本学会の会員は、会費を納めなければならない。会費については内規にて定める。なお、会費の改定は理事会によって決定する。

第9条 本学会の会員として相応しくない行為のあった者は、理事会での決議を経て、除名することができる。

第10条 退会を希望する会員は、その旨を学会事務局に届け出るものとする。なお、一旦納入した年会費等は返還しない。

第11条 2年以上会費を滞納した者は、退会したものとみなす。

## 第4章 役員

第12条 本学会は次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 常任理事 若干名
- 4) 理事 若干名
- 5) 監事 2名
- 6) 評議員 若干名
- 7) 顧問 若干名

第13条

- 1) 会長は理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 2) 会長は、理事の中から副会長および常任理事を指名する。
- 3) 理事は、会員の中から推薦により選任する。
- 4) 評議員は、会員および学識経験を有するものの中から理事会の意見を聴いて会長がこれを委嘱する。
- 5) 本学会には若干名の顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦によって会長がこれを委嘱する。
- 6) 監事は、評議委員会の諮問を経て、理事会で選任する。

第14条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条 役員に欠員がでた場合、後任者の任期は第14条の規定にかかわらず前任者の任期の残存期間とする。

第16条

- 1) 会長は本学会を代表する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に職務履行上不都合のある場合、その職務を代行する。
- 3) 理事は本学会の事業運営にあたる。
- 4) 常任理事は本学会の日常的な事業運営にあたる。
- 5) 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6) 評議員は会長の諮問に応じて意見を述べ、または建議することができる。
- 7) 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会議

第17条 本学会の目的を達成するため、総会、理事会、常任理事会、評議員会、および各種委員会を組織し、会議を開催する。

第18条 総会は、本学会の最高議決機関であって、会長が招集し毎年1回開催する。理事会が認めるときは、会長はいつでも臨時総会を招集することができる。

第19条 総会は委任状を含め会員の4分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数をもってなされる。

第20条 理事会は会長、副会長、常任理事、および理事により構成される。理事会は総会の議決事項以外の会務を決定する。

第21条 理事会は委任状を含め理事の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席理事の過半数をもってなされる。

第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、および事務局で構成し、適宜開催して本学会の日常運営にあたる。

第23条 評議員会は評議員をもって構成し、審議決定は行わない。

第24条 評議員会においては、会長は本会の事業計画及び重要な事項について報告を行い、かつその意見を聞くことができる。

## 第6章 資産および会計

第25条 本学会の資産は会費、賛助金、寄付金およびその他の諸収入によりなる。

第26条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 毎年度の予算、決算および財産目録は総会の承認を受けることとする。

## 第7章 規約の改廃・施行および本学会の解散

第28条 本規約の改廃は、総会の出席者の過半数を得て行うこととする。

第29条 本規約を施行するために細則を設けることができる。

第30条 本学会の解散は、総会の出席者の3分の2以上の賛成を得て行うこととする。

## 附則

本規約は、平成21年7月18日から施行する。  
本規約は、平成22年11月26日に一部改定した。  
本規約は、平成26年10月31日に一部改定した。  
本規約は、平成27年5月23日に一部改定した。

# 臨床美術学会入会申込書

年 月 日

## ◆ 入会申込者情報 ◆

ふりがな		NAME	
名前			※名前のローマ字表記をご記入ください。
生年月日 (西暦)			
所属・職位			
所属先住所	〒  TEL: FAX: E-mail		
自宅住所	〒  TEL: FAX: E-mail:		
<input type="checkbox"/> 所属先に郵送を希望する <input type="checkbox"/> 自宅に郵送を希望する			

## ◆ 申込内容 ◆

申込会員 種別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 賛助会員
	推薦者	臨床美術士認定級
		級
※お持ちの場合のみご記入ください。		

### ●年会費

会員 年 2,000 円

賛助会員 年 1口 20,000 円

### ●会員種別

本学会の趣旨に賛同し、臨床美術および、その関連学際領域に関心を持つ者で、所定の手続きを経て、理事会が承認した者とする。

### 賛助会員：

本学会の趣旨に賛同し、本学会に特別の援助を与える個人および法人で、理事会の推薦した者とする。

※本会の会計年度は4月1日～翌年3月31日です。ご入会登録いただいた年月日に応じた年度の年会費をご請求申し上げますが、2月および3月に入会登録をされた方は、翌年度の入会とさせていただきます。

※日本臨床美術協会 資格認定会員とは異なります。

### ●お申込み先・お問合わせ先

臨床美術学会 事務局

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4F 一般社団法人 学会支援機構内

TEL: 03-5981-6011 FAX: 03-5981-6012 E-mail: clinicalart@asas-mail.jp

この用紙でのお申し込みは、郵送またはファックスにてお願いいたします。

ネットによる入会のお申し込みもできます。(詳しくは <http://www.clinicalart.gr.jp/index.html> )